

Q5- 1.台湾の租税の体系(種類)について教えてください。

台湾の税金は、財政収支区分法の規定により、国税と地方税に大別できます。国税は中央政府の税収であり、財政部所属の各管轄官庁が徴収します。他方、地方税は地方政府の税収であり、直轄市および県(市)が徴収します。国税および地方税の税金の種類は、それぞれ以下の9種類と8種類です。

<国税>	<地方税>
1. 所得税 (法人税および個人所得税)	1. 印紙税
2. 営業税	2. 土地増値税
3. 関税	3. 地価税
4. 貨物税	4. 田賦
5. 遺産税および贈与税	5. 家屋税
6. 証券取引税	6. 契約税
7. 先物取引税	7. ナンバープレート使用税
8. 酒・たばこ税	8. 娯楽税
9. 特種貨物およびサービス税	